**高齢者世帯等の間口除雪を支援します**

町ではシルバー人材センターと連携し、自力での除雪が困難な高齢者世帯等に対して、災害時の避難が確保できるよう、有料での除雪支援を実施します。

**１．事業の名称**　　　八郎潟町間口等除雪支援事業

1. **対象世帯**

　　　　自力での除雪が困難で、除雪できる家族（世帯分離を含む）や親族等がいなく、次の項目に該当する世帯。

1. おおむね６５歳以上の高齢者のみで構成される世帯
2. 介護保険に係る介護認定（要支援及び要介護）を受けている方のみで構成される世帯
3. 障害者手帳（身体・知的・精神）を所持している方のみで構成される世帯
4. 病気、けが、虚弱体質、介護疲労等の方のみで構成される世帯
5. 上記①～④で構成される世帯

※　②③について、介護認定や障害の程度は考慮しません。



**３．作業内容（作業時刻は指定できません）**

・道路除雪で寄せられた間口の「除雪」

・玄関から道路までの通路

　　　・排雪は行いません。

**４．作業時間と利用料**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 利用者負担額 | | |
| 課税世帯 | 非課税世帯 | 生活保護世帯 |
| １５分間 | １００円 | ５０円 | 無　料 |
| ３０分間 | ２００円 | １００円 | 無　料 |

　　　　※３０分を超える作業は行いません。利用者負担額は、町が一ヵ月分をまとめて

翌月に請求します。

**５．**本事業を希望される方は、登録申請が必要となります。申請用紙に必要事項をご記入の上、町（福祉課）へ提出してください。町が申請内容を確認し、利用の可否を申請者に通知します。

**６．**上記の作業内容や時間を超える除排雪を希望される場合は、直接シルバー人材センター（電話８７５－５４１１）にお問い合せください。

|  |
| --- |
| **【お問い合せ】**  **八郎潟町福祉課（電話８７５－５８０８）** |